

自転車等定期駐車場の受付に関する取扱について

(目的)

1. この定めは、立川市自転車等駐車場条例(以下「条例」という)第3条の2に規定する定期駐車場の受付方法等について定めるものとする。

(定期利用)

2. 定期利用とは、条例に規定する定期駐車券により自転車等駐車場を利用することをいう。

(定期利用の期間)

3. 定期利用の単位となる1月は、当該月の初日から末日までとする。

(新規受付)

4. 新規の定期利用の申込みの受付は、契約しようとする月の前月の6日から15日までの間において行うものとする。更新期間に手続のなかった定期利用分をキャンセル台数とし、キャンセル台数より多くの申込みがあった場合は、抽選で定期利用するものを決定し、20日に現地管理事務所において発表する。当該定期利用の決定を受けたものが、当該発表の日から当該発表月の末日までに手続を行った場合、契約しようとする月からの利用を認めるものとする。

(定期利用枠に余裕のある自転車等駐車場の新規受付)

5. 自転車等駐車場の定期利用枠に十分な余裕があると認められるものについては、前項の規定にかかわらず、当該自転車等駐車場の定期利用を契約しようとする前月の25日から、当該月の24日までに定期利用の申込みがあったものについては受付をし、当該契約しようとする月からの利用を認めることができる。当該定期利用に係る利用料金については、条例別表に定める金額を徴収する。

(更新期間)

6. 条例第3条の2第9項に規定する更新期間は、現に利用する自転車等駐車場の定期駐車券の通用期間が満了する月の20日から月末までとする。